

寄付金控除のご案内

NPO ファミリーハウスは、東京都より「認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）」として認定を受けておりますので、ご寄付を頂いた、個人・法人の皆さまは、寄付金控除等の税法上の優遇措置を受けることができます。（所得税・法人税・相続税）

今後も益々のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

◆個人の方からのご寄付

当 NPO への寄付金は「特定寄付金」とみなされ、所得税の計算において、寄付金控除の対象となります。所得控除に代えて税額控除を選ぶことができます。

【所得控除】

$$\boxed{\text{寄付金控除額}} = \boxed{\text{その年（1月1日～12月31日）に支払った「特定寄付金」の合計}} - \boxed{2\text{千円}}$$

※控除できる特定寄付金は、その年の年間所得の40%相当額が限度です。

【税額控除】

$$\boxed{\text{寄付金控除額}} = \left(\boxed{\text{その年（1月1日～12月31日）に支払った認定NPO法人等へ寄付金の合計}} - \boxed{2\text{千円}} \right) \times \boxed{40\%}$$

※対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。

※税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度となります。

※ご注意

- ・税の優遇措置を受けるためには、所轄税務署への**確定申告**が必要です。
(年末調整等では控除できません)
- ・**領収書は年1回発行いたします。**毎年12月31日締めで発行し、1月下旬～2月上旬に皆様のところへお届けします。確定申告書提出の際、この領収書を添付してください。
- ・「領収書」の宛名は、ご寄付の際にお知らせいただいたお名前となります。
- ・連名での「領収書」はお出しできません。連名でご寄付される場合は、「領収書」宛名となる代表者のお名前をご指定ください。
- ・領収書の再発行はいたしませんので、ご了承ください。
- ・「congrant」「つながる募金」による寄付の場合、入金まで最大2カ月程度かかりますのでご注意ください。
- ・個人住民税（地方税）の寄付金控除認定
都道府県または市区町村が条例で指定した法人に個人が寄付した場合、寄付金控除が適用される仕組みがあります。
(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。)
詳細は、お住まいの市区町村または都道府県までお問い合わせください。

(参考) 総務省ホームページ「個人住民税の寄付金税制」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/79172_2_kojin.html

◆法人からのご寄付

法人が当 NPO に対し寄付金を支出した場合は、一般寄付金の損金算入限度額に加えて、『特定損金算入限度額』が設けられています。

【一般寄付金の損金算入限度額】

(資本金等の金額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/4

【特別損金算入限度額】

(資本金等の金額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2

※ご注意

- ・認定 NPO 法人に対する寄付金は、特定公益増進法人または特定地域雇用会社に対する寄付金と合わせて、まず特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。また、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄付金と合わせて、一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められません。
- ・「領収書」の宛名は、ご寄付の際にお知らせいただいた法人名となります。
- ・領収書の再発行はいたしませんので、ご了承ください。

◆相続・遺贈による財産を寄付される場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに当 NPO に対し寄付して下さった場合、一定の場合を除き、その寄付をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されず、相続税の課税の対象とはなりません。

※ご注意

- ・対象は、相続税の申告期限までにご寄付を頂いた場合です。
- ・相続税の優遇を受けるためには、当 NPO が発行する証明書を相続税の申告書に添付し申告期限までに提出いただく必要がありますので、ご寄付の際に必ず事前に当 NPO 事務局へご連絡をお願いいたします。
- ・「領収書」の宛名は、ご寄付の際にお知らせいただいたお名前となります。
- ・領収書の再発行はいたしませんので、ご了承ください。

認定 NPO 法人制度についての詳細情報

- ・内閣府 NPO ページ 「寄付について」
<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu>

※税制度に関する詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。

以上

お問い合わせ先

特定非営利活動法人（認定 NPO）

ファミリーハウス

電話：03-6206-8372 FAX：03-3256-8377

Email：jimukyoku@familyhouse.or.jp

URL：<https://www.familyhouse.or.jp/>